答申第86号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県教育委員会(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった 公文書を部分公開とした決定は妥当である。

## 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年2月19日に本件異議申立人より島根県情報公開条例(平成12年12月26日 島根県条例第52号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づく公文書公 開請求の提出があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容

平成 年 月から平成 年 月の間で、 学校校長室及びその他の場などで、島根県教育庁高校教育課企画人事グループの 、 及びその他の者たちが、 学校教職員から聴取していた際に各人が記録したノートや記録紙などの記録の全部公開・交付(以下「請求1」という。)及びそれらの記録から高校教育課長への報告用に作成した(記録)文書の全部公開・交付(以下「請求2」という。)

(3) これらの請求に対して、実施機関は、島根県公立学校教員指導力審査委員会(以下「指導力審査委員会」という。)に提出された次の資料を対象公文書と特定し、 同年3月5日付けで、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、部分公開決 定を行った。

**書文公**象校

意見書に基づく事実確認書(H . . )

平成 年 月 日(金)意見聴取の概要

平成 年 月 日(水)意見聴取の概要

- (4)この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として同年 3月7日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成20年2月15日付けで当審査会 に諮問書を提出した。

#### 3 異議申立人の主張

(1)異議申立ての趣旨

本件公文書の部分公開決定処分を取り消し、全部公開を求める。

(2)異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、次のとおりである。

- ア 条例第9条により、申立人の権利利益のために、全部の公開をしてもらうべき である。
- イ 公務員(教員)の職務に関する情報であり、職務の遂行に係る情報である。
- ウ 公開可能であり、請求の権利は認められているし、公開された例もある。
- エ 公益性が高く個人のものとはいえず、その権利利益も侵害しないし、公開の工 夫で個人の識別もされない。
- オ 県の事務・事業の遂行に支障も生じない。しかも終わっている事である。

### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、以下のとおりである。

#### (1)対象公文書について

請求の対象となった事情聴取は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱(以下「対応要綱」という。)第5条第2項の規定に基づき、平成年月日及び平成年月日に行われたものである。これは、学校長から対応要綱第4条に基づいて提出された報告書に係る事実確認のために行った。

当時、事情聴取を行った各企画人事主事は、それぞれ必要に応じてメモをとり、 聴取後、記録された発言内容等に基づいて指導力審査委員会の資料作成を行った。 後日、高校教育課長への報告はこの資料を用いてなされている。したがって、この 指導力審査委員会への提出資料を今回の公開請求に係る対象公文書として特定し た

## (2)条例第7条第2号該当性について

本件公文書のうち非公開としたのは、学校名、氏名及び校長、同僚、本人の意見に基づいて記述された部分である。学校名、氏名については特定の個人が識別される情報である。校長、同僚、本人の意見は、個人の人格と密接に関連する情報であり、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

## (3)条例第7条第6号該当性について

指導力審査委員会に提出される資料(以下「審査委員会資料」という。)は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員であると報告された教員への対応を審査委員が検討、審査するための資料であり、資料に記載されている情報は人事管理に関する情報である。これらの情報の公開が前提となると、当該教員の評価等について当該教員の在籍する学校の他の教員や、保護者、児童生徒からの情報が得にくくなり、当該教員への対応及び指導が適切に実施されないおそれが生ずる。したがってこれらの情報の公開は、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある。

#### 5 審査会の判断

#### (1)基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

#### (2)本件対象公文書について

本件対象公文書は、児童生徒に適切な指導が行えない教員の認定及び対応の決定等に際し、客観性、公平性を確保するため審査を行い島根県教育委員会に意見を付す指導力審査委員会に提出されていた審査委員会資料である。

#### (3)本件処分の妥当性について

本件公文書については、当審査会において、以前審査した諮問第74号「指導力 審査委員会に提出されていた書面及び資料」の中に含まれるものと同一のものであ ることが認められた。

実施機関は、既に請求者に対して、上記諮問第74号に係る当該公文書と同一の文書を部分公開している。当審査会としても実施機関が非公開とした部分が条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、部分公開決定が妥当であると判断している。(平成22年1月27日付け当審査会答申第75号。以下「先例答申」という。) 当審査会において検討した結果、先例答申における判断を変更すべき特段の事情を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

(4)以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# (諮問第94号に関する審査会の処理経過)

| 年         | 月   | 日          |    | 内容                    |
|-----------|-----|------------|----|-----------------------|
| 平成 2 0 4  | 年   | 2月1        | 5日 | 実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問 |
| 平成 2 3 3  | 年   | 3月2        | 8日 | 実施機関から非公開理由説明書を受理     |
| 平成23年(審査: |     |            |    | 審議                    |
| 平成23年(審査  |     |            |    | 審議                    |
| 平成23年(審査  | -   | 6月2<br>3回目 |    | 審議                    |
| 平成 2 3 3  |     |            |    | 審議                    |
| 平成 2 3 3  | -   |            |    | 審議                    |
| 平成23年(審査  | -   |            |    | 審議                    |
| 平成 2 3 2  | 年 1 | 0月1        | 1日 | 島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申  |

# (参考)

# 島根県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名   | 現職               | 備考   |
|-------|------------------|------|
| 笠井 耕助 | 元(株)山陰中央新報社論説委員  | 会長代理 |
| 片岡 佳美 | 島根大学法文学部准教授      |      |
| 藤田 達朗 | 島根大学大学院法務研究科教授   | 会長   |
| 丸山 創  | 弁 護 士            |      |
| 本藤三世子 | (財)しまね女性センター経営委員 |      |